

令和7年度 農林水産省土地改良事業等 請負工事標準歩掛の改正等について

農林水産省 農村振興局 整備部 設計課 施工企画調整室



はじめに

農林水産省が行う土地改良事業等で実施する工事を一般に土地改良工事等と称しており、その工種は、ダム、頭首工、用排水機場、開水路、管水路、畑地かんがい施設、ほ場整備工など多岐にわたっています。これらの工事の施工形態は、各工種とも、近年の社会環境の変化、土木技術の進展、建設機械の発展・普及などさまざまな要因により変化してきています。

農林水産省は、これらの要因の変化の的確な把握に努め、常に適正な標準歩掛及び諸経費となるよう、毎年、各種要因を考慮して実態調査等を行っています。この実態調査結果に基づき、土地改良事業等請負工事の標準歩掛の改正を行い、令和7年度から適用することとしましたので、ここに紹介します。



改正の概要

土地改良事業等請負工事標準歩掛は、農林水産省及び国土交通省の二省で共通する歩掛については二省共同調査歩掛として、また、農林水産省の特有な歩掛については、単独調査歩掛として施工実態調査を行っているところです。

これらの調査により、令和7年度土地改良事業

等請負工事標準歩掛として112工種を定めており、農林水産省単独歩掛としては、仮設工において「水替工（小口径）」、「たて込み簡易土留」の歩掛を改正するなど、13工種の歩掛を見直すとともに、「裏込工（ブロック張）」については施工パッケージ型積算基準へ統合することとし廃止しました。また、国土交通省との二省共同歩掛としては、道路工において「排水材設置工（水平排水層）」の歩掛を新規制定したほか、「油圧圧入引抜き工」等13工種の歩掛を見直すとともに、「場所打杭工（アースオーガ工・硬質地盤アースオーガ）」、「地すべり防止工（じゃかご）」の歩掛については廃止しました。

◆標準歩掛：112工種

◆新規歩掛： 1工種

「排水材設置工（水平排水層）」

◆改正歩掛： 26工種

「水替工（小口径）」、「たて込み簡易土留」等

◆廃止歩掛： 3工種

「裏込工（ブロック張）」、「場所打杭工（アースオーガ工・硬質地盤アースオーガ）」、「地すべり防止工（じゃかご）」



おわりに

土地改良事業等請負工事の積算基準は、土地改

良事業等の請負工事費を算定する上で重要な資料の一つであり、発注者をはじめとし、民間においても請負工事費の積算における標準的な指標として広く活用されています。

また、施工パッケージ型積算方式についても、積算作業の省力化、設計価格の透明性向上に効果

が期待されていることから、今後一層の拡充を図っていく予定です。

農林水産省では、今後も引き続き施工機械の動向、新技術・新工法等の施工形態の変化等、現場実態を適正に反映した積算基準の改正に取り組んでいきたいと考えています。



図－1 歩掛改正概要